

(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文

(2) 計画等の策定及びその内容の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針関係

計画等の策定について「できる」規定としているもの

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

（特定鳥獣保護管理計画）

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。

2～7 （略）

計画等の策定について努力義務としているもの

○生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）

（生物多様性地域戦略の策定等）

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2～4 （略）

○有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）

（推進計画）

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 （略）

計画等ではなく、施策について規定しているもの

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）

第二十条 （略）

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（地方公共団体の情報公開）

第二十六条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

計画等の内容について、例示化、目的程度の内容への大枠化をしているもの

「～を基本として、（計画等の目的程度の内容）」

○食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 (略)

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 (略)

「～を勘案して、(計画等の目的程度の内容)」

○健康増進法（平成十四年法律第百三号）

(都道府県健康増進計画等)

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3・4 (略)

「おおむね次に掲げる事項」

○市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第六条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

2～10 (略)

○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

(広域消防運営計画)

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

税制上の特例措置の根拠となる計画等の策定について「できる」規定としているもの

○地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。）は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 （略）
- 三 前号の目標を達成するために行う事業に関する事項
- 四 計画期間
- 五・六 （略）

3 前項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 （略）
- 二 地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者（第十四条において「高年齢者等」という。）を雇用することを通じて当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて会社により行われるものに関する事項

三～五 （略）

4～11 （略）

（課税の特例）

第十四条 認定地域再生計画に記載されている第五条第三項第二号に規定する事業を行う会社であつて地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度及び当該事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める常時雇用する高年齢者等の数その他の要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するもの（以下この節において「特定地域雇用会社」という。）に対し、法人が当該指定に係る事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附（金銭によるものに限る。）をした場合において、当該寄附について次条第三項の規定による確認がされたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該法人に対する法人税の課税について損金算入の特例の適用があるものとする。

2～7 （略）

国（都道府県）に対して一定の事務の処理を義務付けているものの根拠となる計画等の策定について「できる」規定としているもの

○林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年五月二十四日法律第四十五号）

（基本計画）

第四条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一・二 （略）
- 三 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項
- 四 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

五 （略）

2～4 （略）

（計画の認定）

第五条 事業主は、単独で又は他の事業主若しくは第十一条第一項のセンターと共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要

な措置（以下「改善措置」という。）についての計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 （略）

（委託募集の特例等）

第十三条 認定事業主（他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた者に限る。）がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の林業労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出て、当該認定に係る認定計画に従って当該募集に従事することができる。この場合には、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

計画等の策定について、一部を必要的記載事項とし、一部を任意的記載事項としているもの

○沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）

（観光振興計画の作成等）

第六条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、観光の振興に関する計画（以下「観光振興計画」という。）を作成するものとする。

2 観光振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二～十 （略）

3 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。）の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光振興地域」という。）の区域

二・三 （略）

4～11 （略）

（課税の特例）

第十六条 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2・3 （略）

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第十七条 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和三十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(3) 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針関係

意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）
（実施計画）

第九条（略）

2（略）

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

○文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）
（基本理念）

第二条（略）

2～7（略）

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

○牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）
（正しい知識の普及等）

第十一条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた牛海綿状脳症の特性に関する知識その他牛海綿状脳症に関する正しい知識の普及により、牛海綿状脳症に関する国民の理解を深めるよう努めるとともに、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮しなければならない。

計画策定等の手続について条例の制定を妨げない旨、明示の規定をおいているもの

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
（公聴会の開催等）

第十六条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

3（略）

（都市計画の案の縦覧等）

第十七条（略）

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3（略）

4 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の案については、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に関する所有権又は地上権その他の政令で定める使用若しくは収益を目的とする権利を有する者の意見を聴かななければならない。

5（略）

（条例との関係）

第十七条の二 前二条の規定は、都道府県又は市町村が、住民又は利害関係人に係る都市計画の決定の手続に関する事項（前二条の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）

（法第十六条第二項の政令で定める事項）

第十条の二 法第十六条第二項の政令で定める事項は、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法とする。

（地区計画等の案を作成するに当たって意見を求める者）

第十条の三 法第十六条第二項の政令で定める利害関係を有する者は、地区計画等の案に係る区域内の土地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

（遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の案につき意見を聴くべき者に係る権利）

第十一条の二 法第十七条第四項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用又は収益を目的とする権利は、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に関する対抗要件を備えた地上権又は賃借権とする。

○景観法（平成十六年六月十八日法律第百十号）

（策定の手続）

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4～6 （略）

7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

8 （略）

(4) 計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針
関係

周知に関する努力・配慮義務に係る規定

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）
（政府による周知等）

第三十七条 政府は、この法律の円滑な実施を図るため、振込利用犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資するとのこの法律の趣旨及び被害回復分配金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

2 （略）

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）

（地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進）

第十一条 （略）

2・3 （略）

4 地方公共団体及び地方独立行政法人は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努めるものとする。

○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）
（都道府県及び市町村の方針、計画等）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

(5) 計画等の策定の手続(私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等)の個別具体的な方法の義務付けに係る見直しの方針関係

意見聴取等の個別具体的な方法について例示しているもの

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）

（歴史的風致維持向上計画の認定）

第五条（略）

2～5（略）

6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第十一条第一項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第九十条第一項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

7～11（略）

公示・公告・公表等の個別具体的な方法について例示しているもの

○エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）

（認定全体構想についての周知等）

第七条 主務大臣は、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に認定全体構想の内容について周知するものとする。